

論文の内容の要旨

論文題目 日韓台における国民司法参加制度の比較法社会学研究
—司法の正統化を視座として—

氏 名 張 哲

本稿は、日韓台 3 か国に現れた国民（刑事）司法参加制度導入という潮流を、制度導入の目的である「司法の正統化」に焦点をあてつつ検討したものである。「司法の正統化」として具体的に期待されている内容は各国で異なるものの、「司法の正統化」が国民による司法の承認と受容を求めるものであることは共通しており、本稿では国民司法参加を通じて司法を正統化する具体的な手段、及び司法の正統化効果を評価するための指標を提示する。続いて、司法の正統化効果をめぐる各国の制度導入・実施状況、及びこの潮流の特徴、限界、国際的な位置づけを分析した。

序章では、日韓台における国民司法参加制度に関する先行研究を整理した上で、制度の実施状況については検証が進んでいるが、「司法の正統化」という制度目的が達成されているか否かについての検証や、3 か国に共通する国民司法参加制度導入の潮流を一つのテーマとして扱う研究は未だ進展していないことを指摘した。

本稿の目的は、①制度目的の達成という観点から 3 か国の国民司法参加制度導入の動向を評価すること、②各国の経験に基づき、司法の正統化手段としての国民司法参加制度の特徴と限界、及び他の 2 国への示唆を提示すること、③3 か国に現れた制度導入の潮流の国際的な位置づけを把握することの 3 つである。なお、序章では本稿の研究方法与論点、検討に用いる資料、及び用語の解説を行った。

序章以降は、第一部「制度導入の目標」、第二部「制度導入の実態評価」、第三部「制度導入の潮流の再考」に分かれる。第一部第 1 章では、日韓台の国民司法参加制度の内容を概観し、条文を通じて 3 か国に共通している制度導入の目的が「司法の正統化」であるこ

とを指摘した。

第2章では、裁判員制度の目標を考察した。裁判員制度の導入は「体制改革の司法改革」という文脈で打ち出されたもので、司法における国民主権の実現という意義は失われていないものの、実際に強調・期待されているのは討議民主主義による正統化効果である。また、もともと司法への不信感は深刻ではなく、国民の司法参加による「理解増進・信頼向上」が唯一の公式の制度趣旨とされている。なお、当事者主義を徹底するための刑事司法改革が難航していることを踏まえ、裁判員制度の導入を契機として刑事司法制度の多角的な改革を進めることで司法を正統化することも期待されている。

第3章では、韓国の国民参与裁判制度の目標を分析した。国民参与裁判制度は社会民主化の流れのなかで始動し、討議民主主義という意義のほかに、国民主権実現の象徴、及び司法の「監察役」として機能することで司法を正統化する意義も有している。また、韓国の司法が官僚的体質から完全に脱却できなかつたために一般国民の不信を増幅させたことを踏まえ、国民司法参加による司法の理解増進・信頼向上には、司法への不信や不満を解消するという期待も込められている。なお、当事者主義の徹底は国民司法参加制度導入とは区別される刑事訴訟法改正により実現したため、刑事司法改革の糸口としての国民司法参加の意義は、韓国では小さい。

第4章では、台湾の国民司法参加制度導入の目標を分析した。政治的介入に弱い司法というイメージ、裁判官と国民意識との乖離、及び法曹の腐敗等を背景に、国民司法参加制度導入により国民の司法への不信を緩和することが目指されている。したがって、司法における国民主権の実現という観点から国民司法参加制度を求める意見もあるが、裁判所側は官民協働を基調とした国民意識の反映と討議民主主義による司法の民主化を強調する。また、一般国民の司法への不信を解消するために、司法の理解増進・信頼向上という目標も強く意識されている。また、制度導入を契機として、刑事司法における当事者主義を徹底するための改革を実現することも期待されている。

第5章では、第一部のまとめとして、制度導入に際して日韓台が掲げる「司法の正統化」という目標を比較検討し、3か国は制度導入により、司法の民主化、司法の理解増進・信頼向上、及び刑事司法手続改革の進展を求めているが、その具体的内容は同一ではないことを指摘した。

第二部では、各国の実態評価を行った。第6章では、司法を正統化するメカニズムを明らかにし、国民司法参加による正統化効果の評価指標を提示した。政治システム理論や組

織的正統性理論の「正統性の媒体」という概念からすると、司法の正統化は国民の需要に基づく「個別的支持」と、司法の理念上の価値に関わる「拡散的支持」と関連する。「個別的支持」を得るためには「正義の実現」と「社会価値の反映」が求められるため、刑事司法制度改革および国民感覚の反映が正統化の手段となる。他方で、「拡散的支持」の観点からは、司法の理解増進・信頼向上、討議を通じた合意に基づく再建的正統性と教育効果が、正統化の手段となる。以上を踏まえ、司法の正統化という制度目標の達成度を測定する指標として、国民・法曹による制度自体への評価、判決における国民意見の反映の程度、司法の理解増進・信頼回復の程度、刑事司法制度改革の進行状況、および討議民主主義に基づく教育効果を提示した。

第7章では、裁判員制度の正統化効果を評価した。裁判員制度は経験者に肯定的に評価され、法曹三者にも受け入れられた。また、裁判員による参加の質は高いと考えられ、判決に国民意識が反映していることも観察された。さらに、制度導入を契機として、取調べ可視化、公判前整理手続の導入による防御権の強化、直接主義・口頭主義の実質化等の刑事手続改革も進展した。また、裁判員経験者が公共的事柄に関心を寄せるようになったという民主的教育効果も観察された。しかし、司法への国民参加が経験者に対して一定の効果を有していることは認められるが、経験者以外の一般国民に対する司法の理解増進・信頼向上効果は十分に実現していない。また、公判前整理手続の長期化と過度の効率化により、刑事裁判における一連の新たな問題も現れた。

第8章では、韓国の国民参与裁判制度の正統化効果を評価した。年間実施件数が少ない国民参与裁判制度は経験者には評価されているが、一般国民の参加意欲は低く、陪審員への不信感も深刻であり、法曹三者特に弁護士の態度も冷淡である。陪審団の意見は判決に概ね反映されているが、それは、参与裁判の対象事件が争いの少ないものに限られていたためであるとも解釈できる。また、制度実施により一般国民の刑事司法への信頼度が上がったとは言えず、理解増進・信頼向上の効果に関しては経験者と一般国民との間に差も見られるので、「象徴」としての国民参与裁判制度による一般国民への正統化効果は不十分である。しかし、国民参与裁判制度の導入は、刑事司法改革に実質上大きな影響を与えた。また、国民の尊法精神の涵養、及び主体性意識の向上から、国民参与裁判制度の教育効果も期待されうる。

第9章では、台湾における国民司法参加制度の導入の在り方を探究した。高雄地裁で開かれた模擬裁判を踏まえると、観審制や陪審制と比べ、裁判員制度に類似する参審制は、

裁判官と国民の意見をバランスよく取り入れることができ、しかも一定の効率性を保つことができる。また、対立している法曹三者に最も受容されやすい制度形態は参審制である。さらに、一般国民は国民司法参加制度の導入に賛成しており、それに対して抱いている期待は司法への信頼感の増進に関する信念と関連している。このように、台湾では国民の司法参加が強く求められており、それは司法の正統化の実現手段となり得るものと考えられ、参審制は、観審制や陪審制と比べてより台湾に適合し、しかも実現可能な選択肢であるとと言える。

第三部では、日韓台における国民司法参加制度導入の潮流の特徴、限界及び国際的な位置づけを検討する。第 10 章では、3 か国間での相互参照、及びこの潮流の特徴と限界を示した。裁判員制度に関していえば、刑事司法制度改革との関係、守秘義務の緩和、評決成立要件の改革などを考える上で韓国と台湾の経験は大いに参考となる。また、3 か国における国民司法参加制度導入という潮流には、当面の問題を解決するという志向、及び裁判官を中心に据えた制度設計という 2 つの共通した特徴がある。また、司法の閉鎖性の打破、司法への理解増進・信頼向上、当事者主義に向けた刑事司法手続の発展、国民の主体性向上という目的からすると、国民司法参加という手段には限界も見られた。

第 11 章では、国際的な視点から日韓台における国民司法参加制度導入の潮流を議論した。国際的に見ると、国民司法参加制度については、陪審制の流行、陪審制度の廃止と参審制への移行、国民司法参加制度の復活、新たな国民司法参加制度の導入という、4 つの波が存在する。日韓台での潮流は、諸外国の国民司法参加制度の影響を受けていないわけではないが、各国独自の新たな制度導入という意味で、第 4 の波に位置づけられる。この独自の歩みは、他国の国民司法参加制度の導入や実施に際して参考となり得る。

終章では、本稿の分析全体を踏まえて、日韓台における国民司法参加制度を司法の正統化手段と位置付けた上で、その貢献と限界について総括し、さらに今後の制度発展のための提言を行った。

国民司法参加制度の導入は、国によって異なる具体的な目標に対応できる汎用性の高い司法の正統化手段だが、様々な限界があり、司法に関する全ての問題を解決できる「万能薬」ではない。しかし、日韓台の経験によれば、裁判官と国民を結ぶ架橋を設けることには、大きな意義があると言える。そして、3 か国による独自の制度導入は、国民司法参加制度の在り方の多様性を世界に示したと言えるが、各国の制度は未だ成熟しておらず、更なる発展が必要である。